

運搬容器の試験確認に係る業務規程実施細則

平成4年 7月 1日

一部改正 令和4年12月 1日 危保細則第1号

一部改正 令和6年11月14日 危保細則第3号

第1 目的

この細則は、運搬容器の試験確認に係る業務規程（令和4年12月1日危保規程第13号。以下「業務規程」という。）に基づき運搬容器の試験確認業務を実施するにあたり、必要な細部事項を定めることを目的とする。

第2 用語の定義

この細則で用いる用語の定義は、業務規程に定めるところによる。

第3 自主定期検査

業務規程第5、1、(7)で定める確認工場のロットの最大個数は、別表に定めるところによる。

附 則

この細則は、平成4年7月1日から施行する。

附 則（令和4年12月1日）

- 1 この細則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行の際、改正前の第3、1に基づき休止している運搬容器の型式については、この細則の施行後最初に定期調査を受けるまでの間、引き続き休止を認める。この場合、当該定期調査において、休止している運搬容器の型式の復活を申請することができるものとする。型式の復活を申請する際には、当該型式の運搬容器の過去6ヶ月間の自社試験成績表を添付しなければならない。

附 則（令和6年11月14日）

この細則は、令和6年11月14日から施行する。

別表

運搬容器の種類	個数 (個)
鋼製ペール	200,000
金属板製 18 リットル缶等	500,000
金属製容器 (鋼製ペール、金属板製 18 リットル缶等を除く。)	50,000
プラスチックドラム	50,000
プラスチック容器 (プラスチックドラムを除く。)	50,000
ファイバドラム	50,000
木箱、プラスチック箱、ファイバ板箱	50,000
樹脂クロス袋、プラスチックフィルム袋、織布袋、紙袋	50,000